

事例から学ぶ

介護事業者の事故対応

加害者家族の賠償資力がなく補償されない

ーデイサービスの賠償責任は？ー

■ デイサービスの認知症利用者の加害事故

認知症の重い男性Sさんが利用しているHデイサービスは、定員30名規模の大型の賑やかなデイサービスです。Sさんは、68歳で身体に障害が無く体力もあり、時々興奮して他の利用者を叩いたりするので、職員は目が離せません。ある日、見守っていたはずの職員が目を離れた隙に、Sさんが他の女性利用者に腹を立てて突き飛ばしてしまいました。整形外科を受診すると相手の女性利用者は、大腿骨の骨折と判明しました。所長は女性利用者の娘さんに、「Sさんによる加害事故なので治療費を補償するよう話します」と説明しました。

謝罪に来たSさんの息子さんに対して所長が「被害者への賠償をきちんとお願いします。デイサービスも迷惑しています」と被害者への対応を促し、Sさんの利用は中止してもらいました。ところが、Sさんの息子さんは賠償資力が無く治療費が支払えなかったことから、被害者がデイサービスに不満を訴えてきました。

利用者の加害事故でもデイサービスが責任を負うことも

■ 認知症利用者の加害事故防止には限界が

デイサービスの賑やかな雰囲気が出合えなかったり、広いデイルームに不安を感じて興奮し、他の利用者に対して暴力行為や迷惑行為をしてしまう認知症の利用者がいます。また、BPSDが無い利用者であっても、偶発的な行為で他の利用者にケガをさせることがあります。

ですから、デイサービスではこれらの利用者に対して、スペースを狭く区切って落ち着いて過ごせる居場所を作るなどの工夫をしていますし、特定の利用者には敵意を持つような場合は、職員が見守るなどの対策を取っています。しかし、これらの対策にも限界があり、本事例のような事故は避けられないこともあります。では、このようなデイサービスにおける認知症利用者の加害事故が起きた時、デイサービスはどのように対応すべきなのでしょう？まず、法的な責任をチェックしておきましょう。

■ 代理監督義務者に準ずる責任とは

加害者に認知症がある場合本人は責任無能力者として賠償責任を負わず、本人の保護者と代理人の役割をしている家族が本人に代わって賠償責任を負うことになります(民法714条1項)。しかし、デイサービスの利用中(管理下中)に起きた事故では、デイサービスも代理監督義務者に準ずる責任が発生し家族と連帯して賠償責任を負うことがあります(民法714条2項)。

このケースでは、被害者はどちらへも全額請求することができ、加害者家族に賠償資力がなければデイサービスが全額賠償しなければなりません。監督義務者がその監督義務を怠らなかったときは責任を免れる(民法第714条1項但書)とありますが、介護のプロであるデイサービスは監督義務を怠らなかったと立証することは難しいでしょう。

■ 認知症の利用者は小規模のほうが落ち着けるかも

デイサービスは認知症で暴力行為などがある利用者には、どのように対応すれば良いのでしょうか？そもそもHデイサービスのような規模の大きいデイサービスでは、Sさんの対応は難しいように思われます。職員の目が行き届きやすく、認知症の個別ケアができる、小規模のデイ或多機能事業所ではSさんも落ち着けるのではないのでしょうか。大きなデイで認知症の無い利用者から自尊心を損なうような言葉をかけられ、悲しい思いをする認知症の利用者を見ると「認知症対応型や小規模デイのほうが良いのでは？」と思うことがあります。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・窪田
TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店